

山口県報

平成28年
10月11日
(火曜日)

目 次

- 規則
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(こども政策課).....
- 公安委規則
山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則.....



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成二十八年山口県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条(見出しを含む。)中「別表」の下に「教育委員会の項」を加え、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(条例別表知事の項の規則で定める事務)

第二条 条例別表知事の項の規則で定める事務は、夫婦である事実並びに不妊治療に要する費用の助成に係る申請の日の属する年の前年(当該申請の日の属する月が一月から五月までの場合にあつては、前々年)の夫及び妻の所得の額(児童手当法施行令(昭和四十六年政令第百八十一号)第二条に規定する所得につき同令第三条の規定により計算した額をいう。)の合計額についての審査に関する事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第五号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則(昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項警察県民課に関する部分に次の一号を加える。

十一 国外犯罪被害甲慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十三号)

第三条に規定する国外犯罪被害甲慰金等に関すること。

附 則

この規則は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

平成二十八年十月十一日
印刷發行

發行所

山口県知事
山田